

甲府市役所からのお知らせ

建物を建てる場合、その敷地は、建築基準法上の道路に2m以上接しなければなりません。

幅員が4m未満の狭い道(私道等)のみに面した敷地の場合、建築確認の前に許可が必要となります。(建築基準法第43条第2項第2号許可)

市では、この許可に当たり、建物を建てる方に対し、次の書面の提出を求めています。

○沿線の土地所有者の皆様からの

「建物を建てる際に敷地後退する旨の同意書」

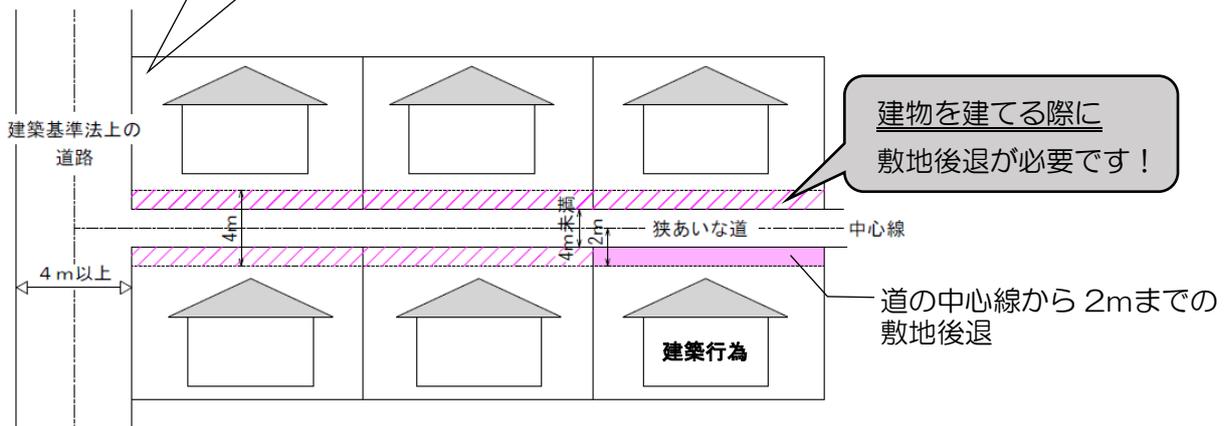
○狭い道(私道等)の所有者の皆様からの

「道を通行して良い旨の承諾書」(地目が公衆用道路の場合は除く)

建物を建てる方から、同意や承諾を求められた際には、ご協力をお願いします。

角地の方のご協力が必要です！

- 建築基準法上の道路に面する角地の皆様も、敷地後退にご協力をお願いします。



詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ先
甲府市 まちづくり部 建築指導課
電話 055-237-1161 (代表)
055-237-5828 (直通)

法第43条第2項第2号
許可について ▶

